

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十一月九日

指令川建セ第二六〇〇八五一号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月二十七日

川建セ第二七〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字西ノ原四百二十番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤二百八十二番地七十三

河内 治